

第1551回 例会 (令和元年10月11日)

本日のプログラム 「承認力の高い組織が生き残る」
 ゲスト卓話 押野 りか様 (押野労務サポートオフィス代表)

前例会の記録 (第1550回 令和元年10月4日)

- ・ 会員数 38名
- ・ 出席者 33名 ・ 出席率 84・62% ・ 出席免除者 0名
- ・ 欠席者 6名 吉岡孝恭・工藤一郎・奥野千秋・狩屋幸治・恵谷隆二・北殿真一の諸君
- ・ 9月20日メーキャップ後の出席率 63・16→68・42%に補正
- 9月23日 HYOGO ロータリーEクラブへ牧野真樹君 9月20日岡山中央RCへ恵谷龍二君
- ・ ゲスト なし
- ・ ビジター なし
- ・ 会長報告 本日は、国際ロータリー創立114年と222日に当たり、笠岡東ロータリークラブは

創立32年と293日に当たります。

9月24日、親睦活動委員会が開催されました。

9月29日、吉岡洋介氏の外務大臣表彰受賞お祝いパーティーが開催され、当クラブからも関係の方々
 がご出席になりました。

本日は、三島大尚氏の入会式を行わせて頂きます。

幹事報告 ガバナー事務所より、台風15号千葉県災害復旧支援義援金の協力お願いが参っておりま
 ロータリーレートのお知らせです。10月は1ドル108円です。

岡山RCより月報を、総社RCより年報をそれぞれ頂いております。

クラブ運営活動計画書及び会員名簿を岡山 岡山西 岡山城児島東 総社 倉敷水島の6
 RCより頂いております。

笠岡市教育委員会より、令和元年度 森田思軒顕彰講演会「森田思軒と明治の新聞編集」の開催に
 ついてご案内を頂いております。

笠岡社協だよりを頂いております。

- ・ 委員会報告 なし
- ・ 配布週報 ガバナー月信 ・ 食事幕の内

◎スマイル(10月度お誕生日：池田周二,工藤一郎,椋梨孝章,山本茂雅の諸君 結婚記念：
 金子洋方,岡辺賢二,石田官義,江原和之,長鋪方隆,荒川佳朗,山本茂雅,赤瀬健の諸君)

江原和之君 三島さん入会おめでとございます。東京で総務大臣賞を受賞し遊びに行ってお参りま
 した。

三宅達夫君 三島さん入会おめでとございます。中新さん卓話ありがとうございます。

椋梨孝章・牧野真樹君 三島さん入会ありがとうございます。

高橋剛吉・江原公平・河田恭志・池田周二・福嶋啓祐君 三島さん入会おめでとございます。

石田官義君 三島様入会下さりありがとうございます。今後皆さんと一緒に楽しく活動していきま
 しょう。

三島大尚君 今月より入会させて頂きました。よろしくお願ひ致します。

スマイル 27,000円

●プログラム 「軽減税率の話」 中新 隆会員

今月から実施されている軽減税率について、分かり易く説明していただきました。

飲食料品の販売がない事業者の方についても、
軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です！

軽減税率制度の概要

適用開始日	消費税率 (内訳:国+地方)
現行	8% (6.3%+1.7%)
2019年10月1日	標準税率10.0% (7.8%+2.2%)
	軽減税率8.0% (6.24%+1.76%)

軽減税率(8%)の対象品目は、
 ●酒類・外食を
 除く飲食料品 ●週2回以上
 発行される新聞
 (定期購読契約に基づくもの)

POINT
 軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。
 早めの準備をご検討ください。



請求書等の記載事項

会議費や交際費として飲食料品等を購入する場合は、飲食料品の販売がない事業者の方についても、仕入先
 から交付された請求書等に記載された適用税率の確認が必要です。

《区分記載請求書等の記載例》

請求書	
機〇〇御中	××年11月2日
紙コップ 550円	
お茶 ※① 1,080円	
合計 43,600円	
(10%対象 22,000円) ②	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象品目 ① 機△△

《請求書等への記載事項》

期 間	請求書等への記載事項
2019年9月30日まで 【現行】	・ 請求書発行事業者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額 ・ 請求書受領者の氏名又は名称
2019年10月1日から 2023年9月30日まで	上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額

※請求書等にはレシート、領収書等も含まれます。

仕入先から交付された請求書等に①、②の記載がないときは、
 「①軽減税率の対象品目である旨」と「②税率ごとに合計した
 税込対価の額」に限って、追記することができます。

帳簿の区分経理・記載事項

現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

これまで

帳簿(会議費) 機〇〇		
月 日	摘 要	金 額
11 2	機△△(お茶代ほか)	43,200

軽減税率制度実施後

帳簿(会議費) 機〇〇 ①			
月 日	摘 要	税区分	金 額
11 2	機△△(雑貨)	10%	22,000
11 2	機△△(お茶代)	8%	21,600

《帳簿への記載事項》

期 間	帳簿への記載事項
2019年9月30日まで 【現行】	・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額
2019年10月1日から 2023年9月30日まで	上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」
 を行う必要があります！

〈平成31年4月〉 広島国税局

次週以降のプログラム&行事予定

- 10/18(金) 第3例会 光井 伸会員卓話 / 親睦旅行の話 山本茂雅委員長
- 10/19・20(土・日) 地区大会参加兼親睦一泊旅行：出雲にて
- 10/24(木) 親睦活動委員会 19:00～ よろず居酒屋やくう
- 10/25(金) 第4例会 会員増強委員長卓話 長鋪方隆委員長